

# 令和3年度第1回尾張東部圏域保健医療福祉推進会議における 議題についての説明書

## 1 議題

### (1) 介護保険施設等の整備計画について（資料1-1、1-2、1-3、1-4）

問い合わせ先

愛知県尾張福祉相談センター地域福祉課介護保険グループ

TEL : 052-961-1423

(議題の説明)

議題1の「介護保険施設等の整備計画について」説明させていただきます。資料1-1「介護保険施設等の整備計画について」をご覧ください。

今回の整備計画は、介護老人福祉施設1件及び介護医療院2件でございます。

最初に「介護保険施設整備の手続きについて」ご説明しますので、1枚おめくりいただき、資料1-2をご覧ください。

本県では、介護保険施設など入所型施設の整備については、令和5年度までを計画期間とする、第8期愛知県高齢者健康福祉計画により、圏域ごとにそれぞれの施設の整備枠を設定しております。

圏域ごとに整備枠を設定する理由といたしましては、それぞれの地域で必要な介護サービスの整備を促進するには、地域のニーズを把握し、介護保険における負担と給付のバランスを考慮しながら進めて行く必要があるためです。

そして、整備を行う場合には、この圏域会議における承認が必要であるため、設置予定者から事前に協議をしていただくことになっております。

この資料の3「事前協議の流れ」についてであります。まず、(1)の事前相談票が提出がされますと、整備予定地の市町村へ意見をお聴きし、(3)の圏域内の市町村で構成するワーキンググループ等を開催して圏域における調整を行うこととなっております。

その後、この圏域会議でご意見をお聴きしたのち、(5)のとおり会議の結果を事前相談票提出者に通知することとなっております。

今回、ご審議いただく案件は、4に記載しております施設種類のうち、(1)の「介護老人福祉施設」、及び(3)の「介護医療院」について、事前相談があったものでございます。

次に、1枚おめくりいただいて、資料1-3の「尾張東部圏域第8期介護保険施設等整備計画」をご覧ください。

この資料には、表が5つございますが、1の介護老人福祉施設の表をご覧ください。左から「区分」、その右に、「3年3月末定員数」、「整備目標」、「必要数」すなわち整備枠、一番右に今回申請分を記載しております。

今回事前相談のありました1の介護老人福祉施設のこの圏域における整備枠は、この表

の一番下に網掛けをしておりますが、3年度が0名、5年度が80名でございます。

また、3の介護医療院を見ていただきますと、同じく網掛けをしておりますが、整備枠は、3年度が20名、5年度が139名でございます。

なお、圏域内の介護保険施設の設置状況につきましては、1枚おめくりいただいた次の資料1-4に、施設の種別、市町別に施設名と定員を記載しております。

資料1-1にお戻りください。

今回事前相談のありました、整備計画の内容でございますが、1の介護老人福祉施設は、瀬戸市の公募により、整備予定者を選定するものです。1の介護老人福祉施設は、整備予定員は80名、開所予定は令和7年4月でございます。

整備予定定員の80名は、先ほど資料1-3でご説明しました介護老人福祉施設の第8期整備計画の令和3年度整備枠0名を超えておりますが、最終年度である令和5年度の整備枠80名の範囲内でございます。

こうした場合は、すぐ下の【参考】に記載させていただきました「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」のうち（意見聴取及び連絡調整の基準）である第5第2号により、下線部でございますが、「施設等の円滑な整備の促進のため、圏域内の原則全市町村が前倒し整備を必要と認める」ことが承認の基準となります。

これにつきましては、書面により開催した尾張東部圏域保健医療福祉推進会議圏域研究会において圏域内の全市町から前倒し整備の了解が得られておりますことから、承認が適当と考えております。

次のページの2の介護医療院でございますが、（1）は医療法人福友会からのもので、現在、日進市内で運営している「医療法人福友会福友病院介護医療院」の定員80名を20名増員して100名にするもので、開所予定は令和3年9月とございますが、圏域会議の承認を得た上で増員の予定です。（2）は瀬戸市が公募により、整備予定者を選定するもので、整備予定定員は100名、開所予定は、令和7年4月です。

（1）及び（2）の整備予定定員を合計しますと、120名となり、先ほど資料1-3でご説明しました介護医療院の第8期整備計画の令和3年度整備枠20名を超えておりますが、最終年度である令和5年度の整備枠139名の範囲内でございます。

こうした場合は、先ほどの介護老人福祉施設と同様、「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」のうち（意見聴取及び連絡調整の基準）である第5第2号により、下線部でございますが、「施設等の円滑な整備の促進のため、圏域内の原則全市町村が前倒し整備を必要と認める」ことが承認の基準となります。

これにつきましては、先の介護老人福祉施設と同様、書面により開催した尾張東部圏域保健医療福祉推進会議圏域研究会において圏域内の全市町から前倒し整備の了解が得られておりますことから、承認が適当と考えております。

## (2) 愛知県地域保健医療計画の中間見直しについて（資料2-1、2-2）

問い合わせ先

愛知県瀬戸保健所総務企画課総務・企画グループ

TEL : 0561-82-2196

(議題の説明)

資料2-1及び2-2にて医療計画の中間見直しについて説明させていただきます。

今回初めて圏域会議に出席される方もおみえになりますので、まずは医療計画についてその概要を説明させていただきます。県は、医療法第30条の4第1項に基づき、本県の医療を提供する体制の確保に関する計画として、「愛知県地域保健医療計画」を策定するとともに、二次医療圏ごとの計画として当地域では「尾張東部医療圏保健医療計画」を策定しております。現行の医療計画は平成30年3月に策定され、その計画期間は平成30年度から令和5年度までの6年間です。

資料2-1をご覧ください。今回の議題である中間見直しについてですが、医療法第30条の6規定により、計画期間である6年間のうち、3年ごとに必要があると認めるときは中間見直しを行うとされ、計画に記載の各項目について、今年度中に時点の修正を行うこととされております。資料2-2にはその変更を示しておりますが、人口や健診結果などの時点修正が主となっております。

なお、今回の見直しに際しては、保健所は新型コロナウイルス感染症対策業務にも注力する必要があることから、実施可能な範囲で取り組むよう、県保健医療局から通知がありましたので申し添えます。

今後、この内容に沿って計画の中間見直しをさせていただきますので、ご承認をお願いいたします。なお、ご承認後は速やかに修正作業を行い、中間見直し後の計画書を各委員に配布するとともに、県保健医療局に原案として提出させていただきます。